

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	児童福祉法	根拠条項	資料番号	3の1	担当課	男女参画・子育て支援課
			56-2	不利益処分の種類	費用の徴収及び負担	
児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則						
児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則を次のように定める。						
児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則						
(目的)						
第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」という。)第56条第2項に規定する費用のうち、法第50条第6号及び第6号の3から第7号の2までに規定する費用の徴収について定めることを目的とする。						
(費用の徴収)						
第2条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施(以下「助産の実施等」という。)をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合及び市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の中核市の長を除く。以下同じ。)が法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)をした場合において、法第50条第6号及び第6号の3から第7号の2までに規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童(以下「措置児童等」という。)又はそれらの扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収するものとする。						
(費用徴収額の調査)						
第3条 知事は、市町村長が母子保護の実施をした母子について、母子保護の実施の承諾後10日以内に、費用徴収額調査表(様式第1号)により調査を行うものとする。						
2 地方局長又は児童相談所長(以下「地方局長等」という。)は、助産の実施等又は措置若しくは委託をしたときは、措置児童等について費用徴収額調査表を作成するとともに、児童相談所長にあっては、法第63条の3第1項の規定により措置又は委託をした者が当該措置又は委託をした日の属する月の初日において20歳以上である場合は、収入申告書(様式1号の2)を、当該措置若しくは委託をした者又はその扶養義務者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第20条若しくは第21条に規定する保護者(以下「扶養義務者等」という。)から徴さなければならない。						
3 児童相談所長は、法第31条第3項若しくは第63条の2第1項若しくは第2項の規定により在所期間を延長した者又は法第63条の3第1項の規定により措置若しくは委託をした者が20歳になったときは、その日(その日が月の初日以外の日であるときは、翌日の初日)において費用徴収額調査表を作成するとともに、収入申告書を、当該在所期間を延長した者若しくは当該措置若しくは委託をした者又はそれらの扶養義務者等から徴さなければならない。						
4 知事は、市町村長が引き続いて母子保護の実施をしている母子については、毎年度6月末日までに、費用徴収額調査表により調査を行うものとする。						
5 地方局長等は、引き続いて助産の実施等又は措置若しくは委託をしている母子及び児童については、毎年度7月1日現在において費用徴収額調査表を作成するとともに、児童相談所長にあっては、その児童が20歳以上である場合は、収入申告書を、当該児童又はその扶養義務者等から徴さなければならない。						
(費用徴収額の決定)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	3の2	担当課	児童福祉課
法令名	児童福祉法	根拠条項	56-2	不利益処分の種類	費用の徴収及び負担	
別表第1（第4条関係）						
徴収金基準額表（扶養義務者用）						
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)			
階層区分	定義		入所施設	知的障害児通園施設、 難聴幼児通園施設、肢 体不自由児施設通園 部及び母子生活支援 施設		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		円 0	円 0		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100		
C1	A階層及びD階層を除き、 当該年度分の市町村民税の 課税世帯であつて、その市 町村民税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	均等割の額のみ の世帯（所得割の額がない世帯）	4,500	2,200		
C2	課税世帯であつて、その市 町村民税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300		
D1	A階層及びB階層を除き、	30,000円以下	9,000	4,500		
D2	前年分の所得税課税世帯で あつて、その所得税の額の	30,001円から 80,000円まで	13,500	6,700		
D3	区分が次の区分に該当する 世帯	80,001円から 140,000円まで	18,700	9,300		

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	3の3	担当課	児童福祉課
法令名	児童福祉法	根拠条項	56-2	不利益処分の種類	費用の徴収及び負担	
別表第2（第4条関係） 徴収金基準額表（入所者用）						
対象収入等による階層区分			肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設			
階層区分	定義		徴収金基準額 (月額)			
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0円			
2	1階層を除き、対象収入額区分が次の額である者	円	円			
3		0から	270,000まで	0円		
4		270,000から	280,000まで	1,000		
5		280,000から	300,000まで	1,800		
6		300,000から	320,000まで	3,400		
7		320,000から	340,000まで	4,700		
8		340,000から	360,000まで	5,800		
9		360,000から	380,000まで	7,500		
10		380,000から	400,000まで	9,100		
11		400,000から	420,000まで	10,800		
12		420,000から	440,000まで	12,500		
13		440,000から	460,000まで	14,100		
14		460,000から	480,000まで	15,800		
		480,000から	500,000まで	17,500		

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

15		500,00から	520,00まで	19,100
16		520,00から	540,00まで	20,800
17		540,00から	560,00まで	22,500
18		560,00から	580,00まで	24,100
19		580,00から	600,00まで	25,800
20		600,00から	640,00まで	27,500
21		640,00から	680,00まで	30,800
22		680,00から	720,00まで	34,100
23		720,00から	760,00まで	37,500
24		760,00から	800,00まで	39,800
25		800,00から	840,00まで	41,800
26		840,00から	880,00まで	43,800
27		880,00から	920,00まで	45,800
28		920,00から	960,00まで	47,800
29		960,00から	1,000,00まで	49,800
30		1,000,00から	1,040,00まで	51,800
31		1,040,00から	1,080,00まで	54,400
32		1,080,00から	1,120,00まで	57,100
33		1,120,00から	1,160,00まで	59,800
34		1,160,00から	1,200,00まで	62,400
35		1,200,00から	1,260,00まで	65,100
36		1,260,00から	1,320,00まで	69,100
37		1,320,00から	1,380,00まで	73,100
38		1,380,00から	1,440,00まで	77,100
39		1,440,00から	1,500,00まで	81,100
40		1,500,00円以上	81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て)	

注1 この表における「対象収入額」とは、前年(1月分から6月分までの徴収額の決定にあつては、前前年)の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

2 徴収額は、徴収金基準額がその月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the header text. It is intended for the user to provide the specific legal provisions mentioned in the header.

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

D4		140,001円から 280,000円まで	29,000	14,500	
D5		280,001円から 500,000円まで	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 41,200円を超えると きは、41,200円とす る。)	20,600	
D6		500,001円から 800,000円まで	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 54,200円を超えると きは、54,200円とす る。)	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 27,100円を超えると きは、27,100円とす る。)	
D7		800,001円から 1,160,000円まで	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 68,700円を超えると きは、68,700円とす る。)	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 34,300円を超えると きは、34,300円とす る。)	
D8		1,160,001円から 1,650,000円まで	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 85,000円を超えると	その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額(全額徴収。 ただし、その額が 42,500円を超えると	

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

				きは、85,000円とする。)	きは、42,500円とする。)	
	D9		1,650,001円から 2,260,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。)	
	D10		2,260,001円から 3,000,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。)	
	D11		3,000,001円から 3,960,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。)	
	D12		3,960,001円から 5,030,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。)	

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

			きは、166,600円とする。)	きは、83,300円とする。)
D13		5,030,001円から 6,270,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。)
D14		6,270,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収)	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収)
備考				
<p>1 この表は、知事、地方局長又は児童相談所長が助産の実施等をした場合、法第27条第1項第3号の規定による措置又は同条第2項の規定による委託をした場合及び市町村長が母子保護の実施をした場合に適用する。</p> <p>2 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>3 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得割の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p>				

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

<p>4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。</p> <p>5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す民間施設給与、改善費、施設機能強化推進費及び里親手当の額を控除した額をいう。</p> <p>6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</p> <p>(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）</p> <p>(2) 母子世帯等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第4項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者で在宅のものを有する世帯をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(4) その他の世帯（納入義務者の申請に基づき、地方局長等が特に困窮していると認めた生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を有する世帯その他の世帯をいう。）</p> <p>なお、(4)の申請は、生活困窮世帯認定申請書（様式第6号）を地方局長等に提出して行わなければならない。</p> <p>7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。</p> <p>8 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険</p>	
--	--

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、300,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち所得税の額が16,800円以下である場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を、同表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日又は解除された日までの期間に係る基準額とみなす。

9 この表の定めにかかわらず、国の示す「乳児院における短期入所措置」に係る児童の徴収金基準額は、次の表のとおりとする。

措置区分	徴収金基準額（日額）
A 及び B	0円
C 1 から D 3（所得税の額が120,000円以下の場合に限る。）まで	1,000円
D 3（所得税の額が120,001円以上の場合に限る。）から D 13まで	2000円
D 14	その日のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収）

注1 1月分から3月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「前年分」とあるのは、「前前年分」とする。

2 4月分から6月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

3 徴収額は、徴収金基準額がその月におけるその措置児童等に係る措置費等の支弁額（その措置児童等が別表第2により徴収を受ける場合には、当該措置児童等に係る徴収金基準額を控除した残額）を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for the user to provide the specific provisions of the law mentioned in the title.

(様式6)

判断基準が法令の定め^に言い尽くされている場合の当該法令の規定

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

第4条 知事又は地方局長等は、前条の調査表により措置児童等について別表第1に定める徴収金基準額表によって徴収額を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、措置児童等(助産施設又は母子生活支援施設に入所している者を除く。)が20歳以上の場合は、前条の調査表又は収入申告書により当該措置児童等にあつては別表第2に定める徴収金基準額表によって、その扶養義務者にあつては別表第1に定める徴収金基準額表によって徴収額を決定するものとする。

(徴収額の決定及び変更の通知)

第5条 知事又は地方局長等は、徴収額を決定したときは徴収額決定通知書(様式第2号)により、変更したときは徴収額変更通知書(様式第3号)により、速やかに納入義務者に通知するものとする。

(徴収額の減免)

第6条 知事又は地方局長等は、災害等特別の理由があるときは、徴収額を減免することがある。

2 前項の規定により徴収額の減免を受けようとするときは、市町村長の母子保護の実施に係る者にあつては知事に、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等に徴収額減免申請書(様式4号)を提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに実情を調査するものとする。

4 第2項の規定により申請書が提出された場合において、減免することが不適当と認めるときは、徴収額減免申請却下通知書(様式第5号)によりその旨を、市町村長の母子保護の実施に係る者にあつては知事が、地方局長等の助産の実施等又は措置若しくは委託に係る者にあつては地方局長等が申請者に通知するものとする。